

※原則として、電磁的記録媒体（CD-R）を活用し、提出すること。

なお、届出書の作成にあたっては、金融庁又は財務局ウェブサイトに掲示している Excel 様式(*)を使用すること。

また、提出の際は、『電磁的記録媒体届出用鑑文書』を添付すること。

別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）

（日本工業規格 A 4）

（第 1 面）

記載例

適格機関投資家等特例業務に関する届出書

○年○月○日

関 東 財 務 局 長 殿

届出者 住所又は所在地

（主たる営業所）

〒○○○-○○○○

東京都●●区●● 1-2-3

●●●●ビル 3 階

（登記上の本店所在地）

〒○○○-○○○○

東京都●●区●● 7-8-9

03 (1234) XXXX

（ごうどうがいしゃ●●●●●●）

合同会社●●●●●●

代表社員 一般社団法人●●●●●●

職務執行者 ●● ●● ●●

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

電話番号

商 号

又は名称

氏 名

※登記簿謄本に記載された最新の商号、所在地、代表者名で届出を行うこと。

※なお、登記上の本店所在地に実際の営業拠がない場合は、実際に業務を行っている所在地を主たる営業所として届出を行う必要がある。

※ビル名及び階数まで記載すること。

※届出者のふりがなを記載。

※届出者が届出書の提出を事務委託している場合は、事務受託担当者を記載すること。

※なお、届出書を持参した者及び事務受託担当者について、本人確認書類の提示を求められることがある。

事務受託担当者

郵便番号

〒○○○-○○○○

住所又は所在地

東京都●●区●● 1-2-

電話番号

03 (1234) XXXX

商号、担当者氏名

株式会社●●

担当者 ●●部 ●●

※電磁的記録媒体（CD-R）による提出による場合は、当該箇所への代表者印の押印が物理的に不可能なことから、CD-R 提出の際に別途添付する『電磁的記録媒体届出用鑑文書』に記載する代表者名に添えて代表者印を押印。

（注意事項）

- 1 届出書を書面により提出する場合、届出者が個人である場合には氏名に併せて届出者の印を、届出者が法人である場合には代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

※実際に適格機関投資家等特例業務を行う主体（ファンドの営業者等）が例えば有限責任事業組合等の組合である場合、当該組合の組合員全てを連名にして届出を行うこと。

3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

※新 63 条届出者

金融商品取引法第63条第2項の規定により、以下のとおり届け出ます。

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第3条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

※旧 63 条・旧 48 条届出者

※該当する
根拠条文を
チェック
()。

適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添1のとおり
適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況	別添2のとおり
役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添3のとおり

※添付書類（証明書は、発行の日から3カ月以内のものを添付すること。）

■【届出者が法人の場合】

- ・法人登記簿謄本（一般社団法人の場合は、基金の金額が分かる資料（貸借対照表、引受契約書等）を謄本と共に提出すること。）
- ・定款
- ・役員及び重要な使用人の住民票の抄本（マイナンバーの記載が無いもの）（※役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）
- ・役員及び重要な使用人の履歴書（※役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
- ・届出法人の誓約書
- ・役員及び重要な使用人の誓約書、市区町村が発行する身分証明書、法務局の証明書

<外国法人に係る「国内における代表者」関連>

- ・住民票の抄本（マイナンバーの記載が無いもの）、誓約書、市区町村が発行する身分証明書、法務局の証明書（又はこれらに代わる公正証書等）
- ※国内における代表者が法人であるときは、当該代表者の登記事項証明書

■【届出者が個人の場合】

- ・届出者及び重要な使用人の履歴書、住民票の抄本（マイナンバーの記載が無いもの）、誓約書、市区町村が発行する身分証明書、法務局の証明書

<外国の個人に係る「国内における代理人」関連>

- ・住民票の抄本（マイナンバーの記載が無いもの）
- ※国内における代理人が法人であるときは、当該代理人の登記事項証明書

■【共通】

- ・適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみである場合、「当該適格機関投資家の運用財産額」及び「当該適格機関投資家の借入金額」を証する書面
- ・『出資総額』及び『届出者と密接な関係を有する者として業府令第233条の2第1項第2号（親会社等を除く。）から第6号に掲げる者』及び「投資に関する事項について知識及び経験を有する者として業府令第233条の3各号に掲げる者』の出資額を証する書面

■【その他】（※以下の書面について、提出は任意ですが、提示を求めることがあります。）

- ・「適格機関投資家」が「投資事業有限責任組合」である場合、当該組合に係る登記簿謄本（※写しも可）
- ・「ファンドスキーム図」等 参考となる資料

商号、名称又は氏名を必ず記入

(別添1：適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況)

商号、名称又は氏名 合同会社●●●●●●

(○年○月○日現在)

代表者		業務の種別		主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他に行っている事業の種類	資本金の額又は出資の総額(円)
(ふりがな) 氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号			
(いっばんし ゃだんほうじ ん●●●●●● ●) 一般社団法人 ●●●●●● (しよくむ しっこう しゃ ●●●●●●) 職務執行者 ●●●●●●	代表社員	○	○	本店	東京都●●区● ●1-2-3 ●●●●ビル3 階	03(1 234) XXXX	http://www.XXXXXX.co.jp	経営コンサル タント、不動 産売買業務	100,000,000

※ビル名及び階数まで記載すること。

※外国法人で、(円)以外を記載する場合、通貨単位を明示したうえで記載すること。

(注意事項)

- 「業務の種別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額(円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。

※未定の場合には、届出時点の見込みを記載すること。(なお、見込みで記載した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届出書を提出すること。)

商号、名称又は氏名を必ず記入 (第3面)

(別添2：適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況)

商号、名称又は氏名 合同会社●●●●●●
(○年○月○日現在)

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容		業務の種別		適格機関投資家の種別	適格機関投資家の数	適格機関投資家以外の出資者の有無	第233条の3各号に掲げる者の有無	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	適格機関投資家の商号、名称又は氏名
		(商品分類)	(内容)	私募・運用の別	届出の種別						
●●匿名組合	匿名組合契約	不動産ファンド	※参照表1の記載上の注意に従って記載。	運用	旧63条	個人(1)、事業法人等(1)	2	無	無	-	●●●●●●、株式会社●●●
●●1号ファンド	投資事業有限責任組合契約	ヘッジファンド		運用	附則48条	-	-	-	-	-	-
●●投資事業有限責任組合	投資事業有限責任組合契約	ベンチャー		私募・運用	63条	金融商品取引業者等(1)	1	有	有	●●監査法人	●●証券株式会社

※「出資対象事業の内容」の左の列(商品分類)には、参照表1に掲げる商品分類から該当するものを記載し、右の列(内容)には参照表1の記載上の注意に従って記載すること。

※「附則48条」(特例投資運用業務)に該当するファンドについては、「出資対象事業持分の名称」から「業務の種別」までを記載すれば足りる。

※参照表2に掲げる適格機関投資家の種別から該当するものを記載すること。※適格機関投資家の種別ごとにその数をカッコ書きで記載すること。

※ベンチャー・ファンドについて特例的に追加された出資者が含まれる場合に「有」と記載すること。また、会計監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。

※全ての適格機関投資家について、商号、名称又は氏名を記載すること。

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則 48 条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧 63 条」と、同法による改正後の金融商品取引法第 63 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為に係る業務である場合は「63 条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。

なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）（以下 6 において「定義府令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

同項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 17 号まで、第 19 号又は第 21 号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）附則第 36 条の規定により適用する定義府令第 10 条第 1 項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第 10 条第 1 項第 18 号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第 20 号、第 23 号イ又は第 23 号の 2 に掲げる者（第 23 号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 5 号前段に規定する居住者をいう。以下 6 において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第 10 条第 1 項第 24 号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国法人又は外国人等」

同項第 3 号、第 6 号、第 22 号、第 23 号イ、第 23 号ロ、第 24 号イ、第 24 号ロ又は第 25 号から第 27 号までに掲げる者（第 23 号イ及び第 24 号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）に限り、第 23 号ロ及び第 24 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

定義府令第 10 条第 1 項第 23 号ロ又は第 24 号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。

- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 「第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無」の欄には、第 233 条の 3 各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第 233 条の 3 各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。
- 10 「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。

参照表 1 【商品分類及び内容】

	商品分類名	解説	内容欄の記載上の注意	
1	ヘッジファンド	投資家の財産について、レバレッジ、デリバティブ取引、ロング・ショートなどの手法を用いて運用し、リターンの拡大を目指すファンドとする。	以下に掲げる投資戦略からいずれかを選択すること。	
			マルチストラテジー	複数の戦略を組み合わせた戦略。
			株式ロング・ショート	値上がりが期待できる個別株式銘柄群のロングと、値下がりが期待できる銘柄群のショートを組み合わせた戦略。
			株式マーケット・ニュートラル	個別株式のロング・ポジションをコア・ポートフォリオとして保有しながら、先物やオプションを利用することによって市場下落リスクをヘッジし、ポートフォリオが市場の指標の実績を上回るよう、絶対収益を狙っていく戦略。
			CBアービトラージ	企業が発行するCBと他の証券との価格関係を収益機会とする戦略。
			債券アービトラージ	割高な債券をショートし、割安な債券をロングにするポジションを取る戦略で、一時的な価格のゆがみが合理的な価格に収斂する過程における収益を追求するレラティブ・バリュー戦略の1つ。
			イベントドリブン	企業の合併や組織・事業再編、清算、破産等のイベントによって生じる価格変動をとらえて収益を追求する戦略。
			エマージング市場	新興国市場の株式・債券等を主な投資対象とする戦略。
			グローバル・マクロ	為替・金利・株式・商品等あらゆるグローバル市場で、市場のゆがみ・矛盾や方向性に投資機会を見出し、現物・先物・デリバティブを用いた積極的な運用により、市場の方向に関係なく収益を追求する戦略。
			マネージドフューチャーズ	各国の先物（株式・金利・コモディティ・通貨）市場で投資を行い、価格やテクニカル指標等を基にシステムティックに取引

				を行う戦略。
			ファンド・オブ・ヘッジファンズ	複数のヘッジファンドに分散投資する戦略。
			その他（具体的な投資戦略を記載）	上記のいずれにも当てはまらない戦略。
2	アクティビスト・ファンド	主として上場企業の株式を発行済株式総数の数%～数十%取得し、株主としての権限を活用して、配当の増額や企業価値向上を通じた株価の上昇によるキャピタルゲインの獲得を目指すファンドとする。	主な投資対象企業の業種、地域的特色その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。	
3	メザニン・ファンド	企業に対する資金供給として、デットのシニアの部分を銀行等がローンで出し、またエクイティをPEファンド等がとるとして、これらの間にあるデットの劣後部分に対して資金を供給するファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象資産の種類（種類株式、劣後ローン、劣後債等）その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。	
4	ファンド・オブ・ファンズ	株券や債券等に直接投資を行うのではなく、それらに投資を行っている別のファンドに対して投資を行うファンドとする。	主な投資対象ファンドの種類、リスク特性、地域的特色その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。	
5	コンテンツ・ファンド	映画、ゲーム、アニメ等の製作のために当該事業を共に行わない者からの出資を受け、著作権等を取得し、その事業収益を得ることにより利益獲得を目指すファンドとする。	主な投資対象事業となるコンテンツの種類（映画、ゲーム、アニメ等）、地域的特色その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。	
6	商品ファンド	ファンドの組成事業者が投資家から資	主な投資対象商品の種類（現物又はデリバティブ取引の別などを含む）、投資対	

		金を集め、主として商品投資による運用を行い、それによって得られた収益を投資家に分配するファンドとする。	象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
7	現物ファンド(事業ファンド含む)	競走馬、アイドル、ワインなどの現物に投資するファンド及びホテル事業、飲食店経営、小売店経営などの事業に投資するファンドとする。	主な投資対象の種類(競走馬、アイドル、ワイン等)や事業種別(ホテル事業、飲食店・小売店の経営等)、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
8	バイアウト・ファンド	原則として未公開企業に対して発行済株式総数の過半数の株式を取得する形で出資し、相当の期間(3年から5年程度)経営に参画し、生産性の低い部門等の切離し、業務効率化、経営戦略の変更等により、企業価値を高めた後、上場や株式売却によりキャピタルゲインを得ようとするファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略(バイアウトの投資手法)の概要について記載すること。
9	事業再生ファンド	財政状況が悪く、破綻に近いステージにある企業に対して投資し、再生させることを通じて利益を得るファンドとする。	主な投資対象企業や事業の業種・地域的特色その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
10	不動産ファンド	不動産(又は不動産信託受益権)を取得・開発し、賃料その他当該不動産からの収益を得ることにより、利益獲得を目指すファンドとする。	主な投資対象不動産の種類(商業施設、オフィス、レジデンス、ホテル、物流施設)、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
11	SRIファンド	環境対策や社会貢献活動などに熱心な企業に投資を行うファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象の種類(環境対策、社会的貢献活動の概要)その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
12	ベンチャー・ファンド	高成長が見込まれるベンチャー企業の未公開株式を発行済株式総数の数%~50%程度取得し、創業期をサポートしてハンズオン支援を通じて企業価値を高め、IPO時の株式売却により利益	主な投資対象企業の業種、投資対象企業の成長ステージ(シード、アーリー、ミドル、レイター)その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。

		獲得を狙うファンドとする。	
13	社会投資ファンド	道路、橋、送電線、学校など、経済社会活動を支える公共性の高いインフラに対して投資を行うファンドとする。	主な投資対象事業や社会資本の整備（道路、橋、送電線、学校等）の種類・開発手法、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
14	セカンダリー・ファンド	他のファンドから投資対象である未公開株式を買い取ったり、ファンドの出資持分の譲渡を受けたりするファンドとする。	主な投資対象のファンドや企業の業種・特色・売買手法その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
15	その他	上記1～14のいずれにも当てはまらないファンドとする。	上記以外のファンドにおける主な投資対象の内容、リスク特性、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。

※ 二層構造ファンドの親ファンドの商品分類を記載する際は、子ファンドの商品分類と同じ商品分類を回答して下さい。

参照表 2 【適格機関投資家の種別】

種別	該当条文等
金融商品取引業者等	証券会社・投資運用業者【定義府令 10 条第 1 項（以下「定義府令」）第 1 号】 投資法人【定義府令 2 号】
金融機関等	銀行【定義府令 4 号】
	保険会社【定義府令 5 号】
	信用金庫・信用金庫連合会・労働金庫・労働金庫連合会【定義府令 7 号】
	農林中金・商工中金【定義府令 8 号】
	信用共同組合<届出>・信用協同組合連合会・農業協同組合連合会（預金受入等が認められている者）等【定義府令 9 号】
	地域経済活性化支援機構【定義府令 10 号】
	東日本大震災事業者再生支援機構【定義府令 10 号の 2】
	財政融資資金の管理・運用者【定義府令 11 号】
	年金積立金管理運用独立行政法人【定義府令 12 号】
	国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫【定義府令 13 号】
	日本政策投資銀行【定義府令 14 号】
	業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び漁業共同組合連合会【定義府令 15 号】
	短資業者【定義府令 16 号】
	銀行法施行規則 17 条の 3 第 2 項 12 号に掲げる業務を目的とする株式会社（資本金 5 億円以上）<届出>【定義府令 17 号】
年金基金<届出>、企業年金連合会【定義府令 19 号】	
信託会社<届出>【定義府令 21 号】	
投資事業有限責任組合	投資事業有限責任組合【定義府令 18 号】
事業法人等	民間都市開発推進機構【定義府令 20 号】
	国内の法人（保有有価証券残高 10 億円以上）<届出>【定義府令 23 号イ】
	特定目的会社<届出>【定義府令 23 号の 2】
個人	国内の個人（保有有価証券残高 10 億円以上）<届出>【定義府令 24 号イ】
外国法人又は外国人等	外国投資法人【定義府令 3 号】
	外国保険会社等【定義府令 6 号】
	外国信託会社<届出>【定義府令 22 号】
	外国の法人（保有有価証券残高 10 億円以上）<届出>【定義府令 23 号イ】
	【外国の組合の法人 GP】外国の組合等の業務執行組合員（保有有価証券残高 10 億円以上）<届出>【定義府令 23 号ロ】
	外国の個人（保有有価証券残高 10 億円以上）<届出>【定義府令 24 号イ】
	【外国の組合の個人 GP】外国の組合等の業務執行組合員（保有有価証券残高 10 億円以上）<届出>【定義府令 24 号ロ】
	外国金融機関等<届出>【定義府令 25 号】
	外国政府等<届出>【定義府令 26 号】
外国年金基金（純資産額 100 億円以上）<届出>【定義府令 27 号】	
その他	【国内の組合の法人 GP】組合、匿名組合、有限責任事業組合（保有有価証券残高 10 億円以上）<届出>【定義府令 23 号ロ】
	【国内の組合の個人 GP】組合、匿名組合、有限責任事業組合（保有有価証券残高 10 億円以上）<届出>【定義府令 24 号ロ】

(別添3：役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況)

商号、名称又は氏名を必ず記入

商号、名称又は氏名 合同会社●●●●●●

1 役員及び政令で定める使用人の状況

(○年○月○日現在)

※役員を記載する際は、登記簿に掲載されている者のほか「相談役」「顧問」その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含めて記載すること。

※政令で定める使用人（下記注意事項2）を選任している場合は、当該使用人も記載すること（選任していない場合は、記載不要）。

※適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合、役員については当該団体の構成員たる法人について記載し、政令で定める使用人については、当該団体及び当該団体の構成員たる法人において選任している場合に記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別
(ざいむ たろう) 財務 太郎	代表取締役	
(まるまる まるまる) ●● ●●	執行役員（法令等 遵守担当）	法令等を遵守させるための指導に関する 業務を統括する者
(まるまる まるまる) ●● ●●	執行役員（投資運 用担当）	運用を行う部門を統括する者
(まるまる まるまる) ●● ●●	法務部長	法令等遵守業務を統括する者の権限を代 行し得る地位にある者
(まるまる まるまる) ●● ●●	投資運用部長	金融商品の価値等の分析に基づく投資判 断を行う者
一般社団法人■●●●■ 〔 職務執行者●● ●● 〕	代表社員	

※役員が法人の場合は、職務執行者等の責任者を記載すること。

(注意事項)

- 1 外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。以下この様式において同じ。）について本表に記載する必要は無いが、「3 国内における代表者又は国内における代理人の状況」欄に記載すること。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。

- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

※適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所を全て漏れなく記載すること。

※ビル名及び階数まで記載すること。

※届出者が電話番号を有していない場合には、適格機関投資家等特例業務を遂行するに当たって連絡先等として実質に利用する電話番号（委託先を含む。）を、その名義と合わせて記載すること。

2 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号
主たる営業所（本店）	東京都●●区●●1-2-3 ●●●●ビル3階	03(1234)XXXX
●●支店	東京都●▲区●▲3-2-1 ●▲●▲ビル5階	03(4321)XXXX
（登記上の本店所在地）	東京都▲▲区▲▲3-2-1 ▲▲▲▲ビル5階	03(5678)△△△△

（注意事項）

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

※「主たる営業所」が登記上の所在地と異なる場合は、「登記上の所在地」も併記すること。

※届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にのみ記載すること。
（届出者が、国内法人又は国内に住所を有する個人である場合には、「該当なし」と記載すること。）

3 国内における代表者又は国内における代理人の状況

（ふりがな） 氏名、商号又は名称	所 在 地 又 は 住 所	電 話 番 号
（まるまる まるまる） ●● ●●	東京都●●区●●7-7-7 ●●●●ビル2階	03(1234)XXXX

（注意事項）

- 届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。
- 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名、商号又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

記載例『電磁的記録媒体届出用鑑文書』

適格機関投資家等特例業務に関する届出書の提出について

○年○月○日

関 東 財 務 局 長 殿

届出者 住所又は所在地

※登記簿謄本に記載された最新の商号、所在地、代表者名で届出を行うこと。
 ※なお、登記上の本店所在地に実際の営業拠点がない場合は、実際に業務を行っている所在地を主たる営業所として届出を行う必要がある。

(主たる営業所)
 〒○○○-○○○○
 東京都●●区●●1-2-3
 ●●●●ビル3階

※ビル名及び階数まで記載すること。

(登記上の本店所在地)
 〒○○○-○○○○
 東京都●●区●●7-8-9
 03 (1234) XXXX
 (ごうどうがいしゃ●●●●●●)

※届出者のふりがなを記載。

電話番号
 商号
 又は名称
 氏名

合同会社●●●●●●
 代表社員 一般社団法人●●●●●●
 職務執行者 ●● ●●

印

※代表者印を押印

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

事務受託担当者

※届出者が届出書の提出を事務委託している場合は、事務受託担当者を記載すること。
 ※なお、届出書を持参した者及び事務受託担当者について、本人確認書類の提示を求めることがある。

郵便番号 〒○○○-○○○○
 住所又は所在地 東京都●●区●●1-2-3
 電話番号 03 (1234) XXXX
 商号、担当者氏名 株式会社●●
 担当者 ●●部 ●●

※新 63 条届出者

- 金融商品取引法第63条第2項の規定により、別添のとおり届け出ます。
- 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年6月3日法律第32号)附則第3条第1項の規定により、別添のとおり届け出ます。

※該当する根拠条文をチェック(☑)。

※旧 63 条・旧 48 条届出者

※本届出に関し、提出した電磁的記録媒体(CD-R)の返還は求めません。